

不妊治療費を助成いたします！

豊浦町では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療にかかる費用の助成を下記のとおり実施しています。



<p>対象者</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> □法律上の婚姻をしている夫婦であること（事実婚を含む） □夫婦ともに、不妊治療期間及び申請日において、本町に住所を有していること □治療を受ける方は、国民健康保険その他医療保険に加入していること □夫婦ともに町税（国民健康保険税を含む）の滞納がないこと □生殖補助医療および先進不妊治療においては、開始時に女性の年齢が43歳未満であること □当該申請に係る不妊治療について、他の自治体が実施する助成を受けていないこと 											
<p>助成内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>治療</th> <th>回数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険適用される 一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）</td> <td>制限なし</td> <td rowspan="3"> 保険適用された治療費・薬剤費の自己負担分 <div style="text-align: center;"> <h2>全額</h2> <p>（高額療養費・附加給付金などが適用になった場合は適用後の差引額）</p> <p>・治療費 1回の治療に要した治療費に対して、</p> <h2>上限5万円</h2> <p>・交通費 自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成（1回の治療に対して5回まで）</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>保険適用される 生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）</td> <td rowspan="2"> 初回の治療開始日において40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳未満の方は1子ごとに3回までです。 ※1回の治療とは、治療計画から妊娠確認等に至るまでの不妊治療の過程を指します。 </td> </tr> <tr> <td>保険適用の不妊治療と併用して実施した 先進不妊治療</td> </tr> </tbody> </table>	治療	回数	助成額	保険適用される 一般不妊治療 （タイミング法、人工授精等）	制限なし	保険適用された治療費・薬剤費の自己負担分 <div style="text-align: center;"> <h2>全額</h2> <p>（高額療養費・附加給付金などが適用になった場合は適用後の差引額）</p> <p>・治療費 1回の治療に要した治療費に対して、</p> <h2>上限5万円</h2> <p>・交通費 自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成（1回の治療に対して5回まで）</p> </div>	保険適用される 生殖補助医療 （体外受精、顕微授精等）	初回の治療開始日において40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳未満の方は1子ごとに3回までです。 ※1回の治療とは、治療計画から妊娠確認等に至るまでの不妊治療の過程を指します。	保険適用の不妊治療と併用して実施した 先進不妊治療		
治療	回数	助成額										
保険適用される 一般不妊治療 （タイミング法、人工授精等）	制限なし	保険適用された治療費・薬剤費の自己負担分 <div style="text-align: center;"> <h2>全額</h2> <p>（高額療養費・附加給付金などが適用になった場合は適用後の差引額）</p> <p>・治療費 1回の治療に要した治療費に対して、</p> <h2>上限5万円</h2> <p>・交通費 自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費等の一部を助成（1回の治療に対して5回まで）</p> </div>										
保険適用される 生殖補助医療 （体外受精、顕微授精等）	初回の治療開始日において40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳未満の方は1子ごとに3回までです。 ※1回の治療とは、治療計画から妊娠確認等に至るまでの不妊治療の過程を指します。											
保険適用の不妊治療と併用して実施した 先進不妊治療												
<p>申請の流れと期限</p>	<p>治療終了後、裏面「申請に必要な書類」を揃え、保健センターへ提出してください。治療が終了した日の年度の翌年度の4月15日までに申請してください。</p> <p>※生殖補助医療および先進不妊治療においては、1回の治療ごとに申請してください。</p> <p>※下記の申請の流れをご確認ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 職場や保険組合等へ確認 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 医療機関や保険組合等へ確認 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 治療 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 治療終了 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 申請受付 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 審査 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 決定通知 </div> <div style="margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 振込 </div> </div> <p>※申請時に必ず必要になります。確認したらメモをしておきましょう</p> <p>高額療養費自己負担限度額： _____ 円</p> <p>附加給付自己負担限度額： _____ 円 または 制度なし</p>											



裏面もご確認ください。

申請に必要な書類

※①・②は町ホームページからダウンロードできます

- ① 不妊治療費助成申請書(様式第1号)
- ② 不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
※証明書代は自己負担となります。
※調剤薬局の分も提出する場合は、医療機関の証明とは別で調剤薬局で証明をもらってください。
- ③ 治療費の支払いを証明する書類(医療機関等の領収書原本)および明細書
※②証明書に該当となった領収書および明細書の合計額分を揃えて提出してください。
(該当にならないものは提出しないでください)
- ④ 加入保険者名称と本人氏名等が入った証明書等の写し(治療を受けた方のみ)
- ⑤ 夫婦の町税(国民健康保険税含む)に係る完納を確認できる書類
※町で公簿等により確認することができる場合は省略できます。
- ⑥ 限度額適用認定証または高額療養費支給決定通知書の写し(該当する場合)
※豊浦町が保険者の場合で、公簿等により確認することができる場合は省略できます。
- ⑦ 附加給付金支給決定通知書の写し(該当する場合)
- ⑧ 事実婚関係に関する申立書(該当する場合)
- ⑨ 通帳等の写し
※申請者名義の銀行名、口座支店名、口座番号の記載されたページ
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

その他、先進不妊治療申請の場合は下記の書類も必要となります。

- ⑪ 戸籍謄本(2子以降の場合、事実婚の場合等)
※夫婦が別世帯または事実婚の場合は、毎回提出が必要です。
- ⑫ 交通費の支払いを証明する書類(公共交通機関の領収書原本)
※自家用車を利用した場合は提出の必要はありません。
- ⑬ 自宅から医療機関までの経路がわかる書類
※Google Map等により、経路とキロ数のわかる書類を提出してください。

◆保険適用の不妊治療で、窓口での支払いが高額になることが予想されるかた(生殖補助医療を利用される方等)◆

「マイナ保険証」を利用すれば、事前の申請が不要です。また、「資格確認書」を利用の方は、あらかじめ保険組合等で申請をして、「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。治療前に、通院している医療機関や加入している保険組合等に問い合わせいただき、「高額療養費」が適用になるよう事前にご準備ください。

◆保険適用の不妊治療で、窓口で支払いが高額になったかた(マイナ保険証・限度額適用認定証を利用していないかた)

高額療養費制度(医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度)があります。申請方法は、加入している保険組合等にご確認ください。(負担の上限は、所得等によって異なります。)また、保険証が同一の家族で、同一の月にそれぞれ1つの病院等に支払った自己負担が21,000円以上のものが2つ以上ある場合等、世帯合算等にて「高額療養費」の対象となる場合があります。

◆附加給付金とは◆

保険組合等で独自に決めた限度額を超過した費用が支給される制度です。保険組合等により給付の有無、限度額等異なりますので事前に保険組合等にご確認ください。

〈注意〉

1. 「高額療養費」・「附加給付金」の支給待ちの場合は、支給後、「支給決定通知書」(保険組合等が発行する証明書)を本町へ提出後に、補助金の申請となります。「限度額適用認定証」がないまま、高額な医療費を払い続けると、手続きが増え、不妊治療費助成金の支払いが遅れます。1カ月の医療費が高額になることが予想される場合、「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を事前に医療機関へ提出してください。

2. 高額療養費等の支給がなく申告され、申請時以降に支給を受けたことが確認できた場合、補助金の返還を求められますので御承知ください。

3. 治療後の申請となります。申請受理後審査をし、対象とならない場合は助成ができませんので、ご注意ください。

【申請・問い合わせ先】

豊浦町総合保健福祉施設こども家庭センター
母子保健係 0142-82-3880

